

# 区画整理だより

令和3年9月 発行

## ごあいさつ

初秋の候、権利者の皆様におかれましてはお健やかに過ごしのことと存じます。

令和2年度さいたま市大間木水深特定土地区画整理組合の事業報告、収支決算及び財産目録について、令和3年7月15日に開催された総代会において承認されましたことをご報告いたします。

現在、組合では清算金の徴収交付手続きを行っておりますが、組合解散まで役員一同、努力してまいる所存です。引き続き皆様方には組合へのご理解・ご協力をお願い申し上げますとともに、発行にあたってのご挨拶といたします。

最後に、新型コロナウイルス感染拡大に際しましては、大変なご心配、ご不便な思いをされておりますことと、心よりお見舞い申し上げます。



さいたま市大間木水深特定土地区画整理組合

理事長 原田 貞夫

## 令和2年度事業概要

### 1. 調査設計

- (1) 令和2年度清算金徴収交付事務業務委託  
・清算金徴収交付事務に伴う調書等の作成を行ないました。

- (2) 選挙人名簿作成業務委託  
・役員及び総代の改選に伴い、選挙人名簿の作成を行ないました。  
(令和3年度へ繰越事業)

## 組合からのお知らせ

### ●建物の建築、分筆登記申請、各種証明書類の発行終了について

#### (1) 建物の建築

建物を新築又は増改築しようとする場合には、組合を経由せずさいたま市建設局南部建設事務所建築審査課（電話：048-840-6242）などへご相談下さい。

#### (2) 分筆登記申請

土地の分筆登記は、組合を経由せず土地家屋調査士等を介してさいたま地方法務局へ登記申請を行ってください。

#### (3) 各種証明書類の発行終了

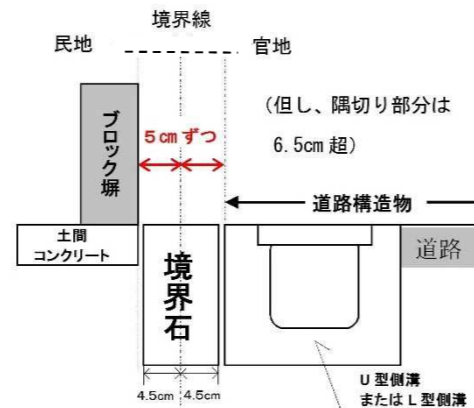
土地区画整理事業中に組合が発行していた仮換地証明書、底地番証明書及び保留地証明書などの各種証明書につきましては、換地処分のお知らせに伴い発行を終了しました。

## 組合からのお願い

### ●門・塀などをつくる時のご注意

道路とみなさんの土地の境界線上に門・ブロック塀などをつくる時は塀などの外面が境界線より**5センチメートル**民地側となるように設置してください。

このことはさいたま市の要綱で定められており、将来の塀などの管理のためにも有効です。



### ●権利の届出をしてください（定款第66条及び第68条）

土地の売買や相続等で権利関係に変動を生じた際は、組合に届出が必要となります。また、新たに土地の権利を共有で取得された場合には、共有者の中から\*代表者 1人を選任して組合に届け出てください。

※ 代表者 1人を選任：共有者の方々については、土地区画整理法第130条第2項に「宅地の共有者は、それぞれのうちから代表者 1人を選任し、その者の氏名及び住所を施行者に通知しなければならない。」との規定があります。

## ご不明な点は下記までお問い合わせください。

### お問い合わせ先（組合事務局）

一般財団法人さいたま市土地区画整理協会  
〒338-0002 さいたま市中央区下落合 2-18-6  
http://saitama-kukaku.jp/

管理課 048-823-5221（資金管理・換地に関すること）  
補償課 048-823-5226（建物補償に関すること）  
工事課 048-823-5227（工事に関すること）

★令和2年度の主な会議等

主 要 事 項	
令和2年5月	『区画整理だより』の発行
6月24日	『定期監査』（令和元年度決算監査）
7月15日	『第1回理事会』 ・令和元年度さいたま市大間木水深特定土地区画整理組合の事業報告、 収支決算及び財産目録の承認を求めることについて
7月15日	『第1回総代会』 ・令和元年度さいたま市大間木水深特定土地区画整理組合の事業報告、 収支決算及び財産目録の承認を求めることについて
9月	『区画整理だより』の発行
令和3年 3月4日	『第2回理事会』 ・令和3年度さいたま市大間木水深特定土地区画整理組合収入支出予算 ・総会の開催について
3月4日	『第2回総代会』 ・令和3年度さいたま市大間木水深特定土地区画整理組合収入支出予算

■令和2年度収入支出決算

令和3年7月15日に開催されました総代会において、令和2年度収入支出決算が承認されました。  
収入4,657万1,634円、支出1,441万4,195円で令和3年度へ3,215万7,439円が繰り越されました。

☆収入支出内訳

収入費目	金額(円)
さいたま市補助金	10,160,040
保留地処分金	△558,169
諸収入	1,000
繰越金	36,968,763
合計	46,571,634

支出費目	金額(円)
事業費	3,355,000
事務費	11,059,195
合計	14,414,195

＜道路の使用についてのお願い＞

1. 道路に物を置かないでください。

道路上に物（コンクリート板、道路段差解消ステップ、バリケード、カラーコーン、立看板、広告旗、消火器、荷物、商品、自動販売機など）を置いたままにすることは歩行者、自転車や車の通行の障害になり、交通事故を引き起こす原因にもなります。

また、歩行者がつかずいて転倒する事故にもつながります。そのため、道路上に物を置いている場合は、取り除くか敷地内に入れるなどの対応を行ってください。



2. 庭木の枝は敷地内で管理してください。植木鉢等は道路・側溝の上に置いてはいけません。

敷地を越えて樹木の枝が歩道や車道へはみ出すと、歩行者や車の通行の障害になり、また、道路の見通しを悪くし、交通事故を引き起こす原因にもなります。枝等が落下した際には、思わぬ事故を引き起こすこともありますので、所有者の方は、樹木の剪定や手入れをしてください。

道路上（歩道・側溝を含む）に植木鉢等を置くことは、歩行者や自転車等の安全・快適な通行の妨げとなり、交通安全上問題となることがありますので、敷地内に入れてください。



3. 道路への土砂流出防止と流出土砂の撤去にご協力ください。

大雨のあとに、畑などの土砂が道路上へ流出し、歩行者や車の通行の障害となることがあります。また、流出した土砂が側溝を埋めてしまい、道路の排水機能が失われてしまう事例も見受けられます。

皆様の道路の安全を確保するため、土地の所有者の方は土砂が流出しないよう防止策をお願いします。万が一、土砂が道路へ流出してしまった場合は、速やかに土砂の撤去をお願いいたします。



※道路上に置かれたものや、はみ出したものが原因で事故が発生した場合、物件の所有者が責任を問われる場合があります。道路を歩行者や自動車が安心・安全に通行できるよう、皆様のご協力をお願いします。

民地建柱についてご協力お願い致します

各家庭に電力等を供給するために必要な電柱等につきましては、道路の有効利用かつ安全な利用及び街路の美観の確保等から、民地内への電柱等の設置をお願いしております。

今後、建柱の際には、電力・通信事業者が皆さまの土地借用等のお願いに伺うことがありますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。